

## 教育研究開発実施要項（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）

令和 7 年 8 月 28 日  
文 部 科 学 大 臣 裁 定  
令和 7 年 11 月 17 日 改 正  
令和 8 年 8 月 25 日 改 正

### 1 趣 旨

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程を促進するため、標準授業時数の弾力化に関して教育課程等の改善に資する実証的資料を得るために必要がある場合には、文部科学省は、特定の学校を学校教育法施行規則第 55 条（同規則第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項で準用する場合を含む。）、第 85 条（同規則第 108 条第 2 項で準用する場合を含む。）及び第 132 条に基づく研究開発等を実施する学校（以下「サキドリ研究校」という。）に指定する。

### 2 サキドリ研究校の指定

- (1) 研究開発の実施を希望する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）の管理機関（公立の学校にあつては当該学校を所管する教育委員会、国私立の学校にあつては当該学校を設置する者をいう。ただし、同一の都道府県内の二以上の市区町村の教育委員会がそれぞれ所管する公立の学校が、同一の研究開発の実施を希望する場合であつて、当該都道府県の教育委員会が当該学校を所管する全ての市区町村の教育委員会の同意を得ており、かつ、文部科学省が特に必要と認める場合にあつては、当該都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会若しくは知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に指定申請書を提出するものとする。指定申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は、指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校をサキドリ研究校に指定する。

### 3 研究開発の実施

サキドリ研究校においては、学校教育法施行規則第 55 条（同規則第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項で準用する場合を含む。）、第 85 条（同規則第 108 条第 2 項で準用する場合を含む。）及び第 132 条に基づき、現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。

### 4 サキドリ研究校の運営

- (1) 管理機関は、研究開発の進捗を管理し、サキドリ研究校に対し必要な支援を行うとともに、市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）は適時、サキドリ研究校の取組の進捗及び成果について都道府県教育委員会へ報告を行うものとする。

- (2) 都道府県知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の五に基づき、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、サキドリ研究校に係る専門的事項について指導助言又は援助を求めることができる。
- (3) 都道府県教育委員会は、サキドリ研究校の取組の把握のため、管理機関と適時情報共有を図りつつ、必要に応じて適宜の頻度でサキドリ研究校に指導主事の派遣を行うなど必要な支援に努めることとする。また、管内の市区町村教育委員会に対し、サキドリ研究校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。
- (4) 都道府県知事から4(2)に基づくサキドリ研究校に係る専門的事項について指導助言又は援助の求めがあった場合には、都道府県教育委員会は必要な支援に努めることとする。
- (5) 文部科学省及び7に定める教育研究開発企画評価会議は、サキドリ研究校における研究開発の実施状況につき、必要な指導助言を行うとともに、実地に調査することができる。

## 5 指定の期間

サキドリ研究校としての指定の期間は、指定を受けてから令和10年3月31日までとする。

## 6 実績の報告及び活用

- (1) サキドリ研究校においては、管理機関や都道府県教育委員会と連携しつつ、編成する教育課程の趣旨及び内容について、地域や保護者への説明を行うなど適宜の方法により適切に説明責任を果たすとともに、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、研究開発の成果が他校における研究に資するよう、積極的な情報提供を行うものとする。
- (2) 管理機関は、サキドリ研究校の研究開発に対する支援や指導・助言を適切に行うとともに、サキドリ研究校における研究開発の成果・実績を毎年度文部科学省に報告しつつ、管内の他の学校に周知・共有を図るものとする。
- (3) (2)により文部科学省に報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。
- (4) 都道府県教育委員会においては、管内の学校及び市区町村教育委員会の参考に資するよう、管内の指定校の研究開発の成果を可視化しつつ、情報提供に努めるものとする。

## 7 教育研究開発企画評価会議

- (1) 研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査、サキドリ研究校における研究開発の実施状況についての指導助言等及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に教育研究開発企画評価会議を置く。
- (2) 教育研究開発企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係

行政機関の職員等をもって構成する。

#### 8 文部科学大臣の講ずる措置

- (1) 文部科学大臣は、サキドリ研究校における研究開発の実施が、指定の趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断するときは、教育研究開発企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 文部科学大臣は、管理機関からサキドリ研究校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該サキドリ研究校の指定の解除を行うことができる。